別記様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

東広島市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては、名称及び代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　（　　　）　　　－

東広島市緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金交付申請書

　　　　年度において、東広島市緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金の交付を受けたいので、東広島市緊急輸送道路沿道建築物耐震化事業補助金交付要綱第５条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

１　建築物の名称

２　建築物の所在地

３　交付申請額　　金　　　　　　　　　 　　　　　円

４　耐震診断着手予定年月日　　　　　年　　月　　日

５　耐震診断完了予定年月日　　　　　年　　月　　日

別紙

１　交付申請額の算出方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（単位：円）

|  |  |
| --- | --- |
|  耐震診断に係る経費 　（Ａ） |  円 |
| 補助対象建築物の床面積 　 （Ｂ） |  ㎡ |
| 補助対象部分の床面積 　 （Ｂ´） |  ㎡ |
| 補助基準額　（Ｃ） |  |
|  | 1,000㎡以下の部分(1)　 ㎡　×　3,670円 | 　(1)　　 　 円 |
| 1,000㎡を超え2,000㎡以下の部分(2)　　 ㎡　×　1,570円 | 　(2)　　　　 　 円 |
| 2,000㎡を超える部分(3)　　 　㎡　×　1,050円 | (3)　　　　　　　　　 円 |
| 設計図書の復元、第三者機関の判定等通常の耐震診断に要する費用以外の費用(4) | (4)　　　　　　　　　 ㎡ |
| 計 | 　　 　　　　　 円 |
| 補助対象部分の基準額　（Ｃ´）（Ｃ´）＝（Ｃ）×（Ｂ´）／（Ｂ） |  円 |
| 補助対象事業費 （Ｄ）※ Ａ又はＣ（又はＣ´）のいずれか低い額 |  円 |
| 交付申請額　　　（Ｅ）* Ｄ×2/3又は300万円のいずれか低い額

（1,000円未満切り捨て） |  円 |

注　補助対象建築物ごとに別葉により作成すること。

２　補助対象建築物の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 建物用途 | （　　戸）※共同住宅の場合は、戸数を併せて記入すること。 |
| 構造・規模 | 構造 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　造 |
| 階数 | 地上　　　階　・　地下　　　階 |
| 延床面積 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　㎡ |
| 緊急輸送道路の名称 |  |
| 建築確認年月日及び確認番号 | 昭和　　年　　月　　日　第　　　　　　　　　　号 |
| 検査済証交付年月日及び番号 | 昭和　　年　　月　　日　第　　　　　　　　　　号 |

３　耐震診断実施者の概要（予定を含む。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 耐震診断実施者 | 事務所の名称 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 | （　　　　）　　　　― |
| 事務所登録番号 | 知事登録第　　　　　　　　号 |
| 建築士氏名 |  |
| 建築士登録番号 | 建築士　　第　　　　　　号 |

４　添付資料

(1) 当該補助対象建築物に係る登記事項証明書（３か月以内のもの）その他当該補助対象建築物の所有者が確認できるもの

(2) 本市の市税の滞納がないことを証する書類（事業実施者がマンション管理組合の場合を除く。）

(3) 区分所有されている建築物にあっては、当該補助対象建築物の所有者全員の同意書（事業実施者がマンション管理組合の場合を除く。）

(4) 区分所有されている建築物にあっては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の総会の決議書及び規約（事業実施者がマンション管理組合の場合に限る。）

(5) 当該補助対象建築物が確認済証又は検査済証の交付を受けていることを証する書類その他の昭和５６年５月３１日以前に建築着工されたことが証明できる書類

(6) 図面等

ア　付近見取図（方位を明記したもの）

　　イ　配置図（敷地境界線と建物の距離及び道路幅員を明記したもの）

ウ　各階平面図（寸法、縮尺及び調査箇所を明記したもの）

　　エ　求積図

オ　面積表（面積が確認できるもの）

カ　立面図又は断面図（二面以上及び高さ寸法を明記したもの）

キ　建築物の高さと緊急輸送道路からの距離関係及び道路幅員がわかる図面

ク　現況写真（建物外観及び調査部分の状況が判断できるもの）

(7) 耐震診断（診断評価を含む。）に要する費用の見積書又はその写し

(8) 耐震診断実施者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項各号のいずれかに該当することを証する書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類